

「デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等に関する指針の策定に向けて（素案）」 に関するパブリック・コメント（意見公募手続）の実施について

令和 8 年 1 0 月 2 3 日
文 部 科 学 省
初等中等教育局教科書課

学校教育法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 37 号）により、令和 12 年度以降、デジタルな形態を含む新たな教科書が使用されることとなります。文部科学省では、「デジタル教科書推進ワーキンググループ審議まとめ」（令和 7 年 9 月 24 日）において、新たな教科書の発行や採択に当たって紙又はデジタルの活用が期待される学年や教科、学習場面等についての一定の指針を国が示すべきと提言されたことを受け、デジタルな形態を含む新たな教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議を開催し、検討が進められております。

この度、同会議において「デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等に関する指針の策定に向けて～紙とデジタルをスマートに使い分け、学びの可能性を広げる～（素案）」が示されたところです。

つきましては、本件に関し、広く国民の皆様からご意見をいただくため、別紙資料のとおりパブリック・コメント（意見公募手続）を行います。御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

【1. 案の具体的内容】

別添参照

【2. 提出期限】

令和 8 年 1 1 月 8 日（日） 必着

【3. 意見の提出方法】

御意見には理由を付して、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、電話・電子メールでの受付はできかねますので御了承ください。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見入力」より提出を行ってください。

(2) 郵送にて意見を提出する場合

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局教科書課 宛

【4. 意見提出様式】

- ・ 件名 「デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等に関する指針の策定に向けて（素案）への意見」
- ・ 氏名
- ・ 住所
- ・ 電話番号
- ・ 意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別葉としてください。（1枚1意見としてください。）

【5. 備考】

- ・ 御意見に対して個別には回答いたしかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ・ 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがございます。
- ・ 氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

（初等中等教育局教科書課）